

諮問日：平成29年10月26日（平成29年度（情）諮問第15号）

答申日：平成30年3月23日（平成29年度（情）答申第21号）

件名：司法修習生の配属換えに関して旭川地方裁判所が作成し，又は取得した文書の開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「旭川地裁配属の70期司法修習生の一部が配属換えになったことに関して，旭川地方裁判所が作成し，又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，旭川地方裁判所長が，別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年8月10日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

旭川地方裁判所は，司法研修所に対し，司法修習生の一部を配属換えする原因となった事実関係を報告しているはずであるから，本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書がある。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法修習生の一部の配属換えに関する文書については，配属換えの手続が終了しており，それ以降に保存する必要性もないため，本件対象文書以外の文書は廃棄済みである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年10月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 平成30年2月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、旭川地方裁判所が司法研修所に対して司法修習生の一部を配属換えする原因となった事実関係について報告した文書が存在するはずであると主張する。しかし、当委員会庶務を通じて確認したところ、旭川地方裁判所では、上記の事実関係に関する文書のうち、本件対象文書以外の文書については、標準文書保存期間基準に照らして短期保有文書として取り扱うことが相当であることから、配属換えの手続が終了して、当該文書を保有する必要がなくなった後に廃棄したとのことである。配属換えの手続の性格及び当委員会において見分した本件対象文書の記載内容を踏まえるならば、上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほかに旭川地方裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、旭川地方裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、旭川地方裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 平成29年4月18日付け司法研修所長依頼文書「平成28年度（第70期）
司法修習生の実務修習委託等の変更について」
- 2 平成29年4月18日付け司法研修所事務局長依頼文書「司法修習生の身上
報告書等の引継ぎについて」
- 3 平成29年4月18日付け旭川地方裁判所事務局長送付文書「司法修習生の
身上報告書等について」（控え）3通